

未来への約束を、

公正証書が守ります。

遺言・任意後見・信託・各種契約



相談  
無料

※詳しくは下記まで  
お問い合わせください。

日本公証人連合会・法務省

日本公証人連合会 | <https://www.koshonin.gr.jp> ☎03-3502-8050

法 務 省 | <https://www.moj.go.jp>

公証週間専用電話 | ☎03-3502-8239

公証週間は毎年  
10月1日から10月7日です  
日本公証人連合会において上記期間中に  
無料電話相談を行っています

## 国が定めた公正証書作成手数料

目的の価額	～100万円 まで	～200万円 まで	～500万円 まで	～1,000万円 まで	～3,000万円 まで	～5,000万円 まで	～1億円 まで
手数料	5,000円	7,000円	11,000円	17,000円	23,000円	29,000円	43,000円

以下超過額5,000万円までごとに3億円まで13,000円 10億円まで11,000円 10億円を超えるもの8,000円加算。

※遺言手数料の場合は目的の価額が1億円まで11,000円加算された金額になります。

※その他詳細につきましては公証役場へお問い合わせください。

## 公正証書作成手続きと主な必要書類

当事者本人が公証役場に出向いて公正証書を作成する場合には、出向いた人が当事者本人であることを証明するために、次のような書類と印鑑が必要です。

個人の場合

印鑑証明書と実印、又は自動車運転免許証・  
在留カード・パスポートなどと印鑑。

法人の場合

法人登記の謄本・抄本などと代表者の  
印鑑証明書と代表者印。

また、遺言公正証書以外の契約公正証書は、当事者本人の代理人が出向いて作成することもできますが、この場合には、当事者本人の委任状と当事者本人が委任状に押した印鑑の印鑑証明書（法人の場合には、法人登記の謄本・抄本などのほか、委任状に押した代表者印の印鑑証明書）及び出向いた人が代理人本人であることを証明するため、上記「個人の場合」に掲げた書類と印鑑とが必要となります。

## 頼れる公正証書！

Q1

契約などを公正証書にして  
おく利点は何ですか？

A

公証人が助言してくれますので、法律にかなった契約書が作成できますし、公正証書は公文書ですので、強い証明力が与えられます。また、金銭貸借、土地・建物の賃貸借、離婚に伴う養育費や慰謝料の支払に関する契約など、金銭の支払を内容とする契約で強制執行の条項を付けておけば、相手が支払の約束に違反した場合には、その公正証書で相手の財産に対して強制執行することができます。

Q2

遺言を公正証書しておく  
利点は何ですか？

A

遺言公正証書は法律家である公証人が作成しますので、安心・安全・確実ですが、次のような利点があります。

- 1 遺言の原本は、半永久的に無料で公証役場が保管しますから、紛失・改ざんなどの心配がありません。
- 2 家庭裁判所の検認の手続をとる必要がありません。
- 3 本人が死亡したとき、その公正証書ですぐ登記などの手続ができます。

Q3

いま、どんなことが公正証書として多く利用されていますか？

A

これまで記しました遺言や各種契約が多く利用されていますが、協議離婚の際の養育費などの支払のほか、将来の判断能力の低下にそなえた任意後見契約や延命措置をのぞまないとする尊厳死宣言などが増えています。

ご相談・公正証書の作成のお問い合わせは、最寄りの公証役場へ

## 釧路公証人会

釧路公証役場 公証人 本田法夫

085-0016 釧路市錦町五丁目3番地 ミツ輪ビル4F  
TEL 0154-25-1365  
FAX 0154-68-5163

帯広公証役場 公証人 小笠原修

080-0016 帯広市西6条南6丁目3 ソネビル（本館）3F  
TEL/FAX 0155-22-6789

北見公証役場 公証人 高橋 誠

090-8509 北見市大通西2丁目1 まちきた大通ビル(パラポ)5F  
TEL 0157-31-2511  
FAX 0157-31-2518